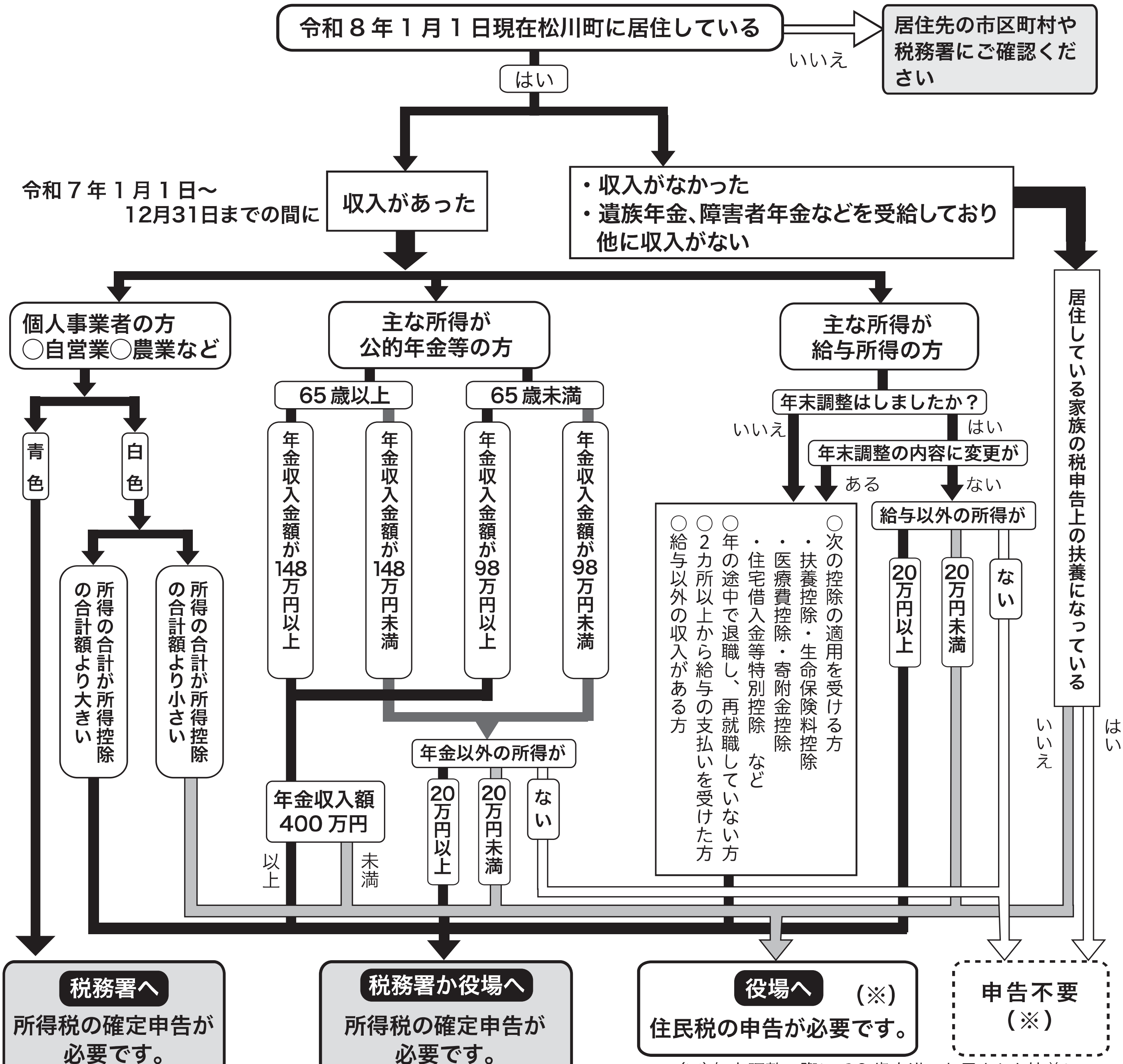

（※）年末調整の際に、16歳未満のお子さんを扶養にとっていない方は、住民税の申告が必要です。

国税庁ホームページからスマホやパソコンで申告書を作成することができます（https://www.nta.go.jp）

■次の方は、飯田税務署の申告会場での申告が必要です。

〇青色申告
〇土地建物、株などの譲渡所得の申告
〇住宅借入金等特別控除（１年目）の申告
〇損失、繰越損失の申告
〇消費税や贈与税の申告

■日　時：2月16日（月）～ 3月16日（月）
［受付］8：30～16：00　※土日祝日は除く

◆飯田税務署での確定申告には、事前予約が必要です。
詳しくは、まちからのお知らせ（P12）をご覧ください。

パソコン・スマホから電子で申告！

住民税申告も電子で行えるようになりました！

・申告期間中であれば、24時間好きな場所で申告可
・画面案内に従って簡単入力、自動計算で作成
（マイナポータル連携を行うと、該当箇所が自動入力されます）
・マイナンバーカードでオンライン提出
※詳しい内容は下の二次元コードからご確認ください。

確定申告書作成コーナー　住民税申告電子化特設ページ　マイナポータル連携

問　飯田税務署 ☎22-1165　住民税務課 課税係 ☎36-7046